

# 中間市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業のご案内

## (訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具の貸与・購入にかかる費用の助成)

AYA(アヤ)世代:「Adolescent and Young Adult 世代」の略。15歳~39歳の思春期・若年成人の世代を指します。

中間市では、40歳未満のがん患者の皆さまが、住み慣れた自宅で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、在宅介護サービスに係る利用料の一部を助成します。

### 1 対象となる人【次のすべての要件に該当する人】

- 中間市内に住所を有する40歳未満の人
- 医師にがん※と診断された人で、在宅療養上の生活支援や介護が必要な人  
(※介護保険における特定疾病としての「がん」の定義及び診断基準に該当する人)
- 他の事業において、同様のサービスの利用を受けることができない人

### 2 助成対象となるサービス

区分	内容
訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護(入浴、排せつ、食事の介助)</li> <li>・生活援助(掃除、洗濯、調理等の介助)</li> <li>・通院等乗降介助(通院等のための車両への乗車又は降車の介助)</li> </ul>
訪問入浴介護	
福祉用具の貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす(付属品を含む) ・特殊寝台(付属品を含む) ・床ずれ防止用具</li> <li>・体位変換器(起き上がり補助装置を含む) ・手すり(工事を伴わないもの)</li> <li>・スロープ(工事を伴わないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ</li> <li>・移動用リフト(つり具の部分は除き、階段移動用リフトを含む。住宅改修を伴わないもの。)</li> <li>・自動排泄処理装置(レシーバー、チューブ、タンク等を除く)</li> </ul>
福祉用具の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰掛便座 ・入浴補助用具 ・自動排泄処理装置の交換可能部品</li> <li>・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分</li> </ul>

### 3 助成額

- ・1ヶ月あたりのサービス利用上限額を6万円とし、そのうち9割相当額(最大5万4千円)を助成します(生活保護世帯の人は10割相当額を助成)。
- ・サービス利用上限額を上回る利用料については、ご本人の負担になります。

### 4 申請方法

必要書類を健やか育成課健康係(ハピネスなかま別館)までご持参またはご郵送ください。  
手続きの流れは裏面をご確認ください。

申請書類等は市ホームページに掲載・健やか育成課健康係窓口で配布しています。

市ホームページは  
こちらからご確認ください→



#### 【担当課】

中間市健やか育成課健康係  
住所 中間市通谷一丁目36番16号  
(ハピネスなかま別館内)  
TEL 093-246-1611

## 4 手続きの流れ

### 1.利用申請【サービス開始前に申請してください】

以下の必要書類を健やか育成課健康係にご持参またはご郵送ください。(★:指定の様式あり)

- 利用申請書(★)
- 意見書(意見書の作成にかかる文書料は利用者負担になります。)(★)
- 対象者、申請者の本人確認書類

※意見書は、対象者が介護保険における特定疾病としての「がん」の定義及び診断基準に該当することが証明できる場合、診断書その他の書類でも申請可能です。

### 2.利用決定の通知

申請内容を審査し、中間市から決定通知を送付します。

### 3.サービスの利用

利用者は、サービス提供事業者と契約して、サービスを利用してください。

### 4.サービス利用料の支払い

利用者は、サービス提供事業者に請求された全額をいったん支払ってください。このときに「領収書」と「サービスの内容・日時・回数・金額等が記載された明細書の写し」を必ず発行してもらってください。

### 5.助成金の請求【年度末(3月末)までに請求してください】

以下の必要書類を健やか育成課健康係にご持参またはご郵送ください。(★:指定の様式あり)

- 実績報告兼費用請求書(★)
- サービス利用を受けた事業者の領収書の写し
- サービスの内容・日時・回数・金額等が記載された明細書の写し
- 通帳の写し(振込先が確認できるもの)

※助成金の請求及び受領が利用者本人と異なる場合は委任状が必要です。

### 6.審査、助成金の支払い

申請内容を審査し、市より助成金が支払われます。